

より良い歯科医療を目指して 技工士会懇談・電話相談を開催

3月19日、県保険医協会は長野県歯科技工士会とWeb懇談を行った。当日は、技工士会から伊比会長はじめ4名、協会からは宮沢会長はじめ7名の役員、歯科部員が参加した。

懇談の冒頭で伊比会長から、「今回は7:3問題などにこだわりすぎず、新たなアイデアを出していければと思う」と挨拶、宮沢会長より「これまで技工士会と何度も懇談を行ってきたが、伊比会長

の仰るように7:3にこだわると進展が難しい。割合にこだわらず歯科の総医療費拡大など、技工士会とともに今後の新しい方向性を見出しければと思う」と返した。

懇談では、◇技工問題に関する会員アンケートについて◇7:

3の徹底、直接請求、技工料金の明確化など方策について◇低歯科医療費政策に対する総枠拡大◇歯科技工士の労働実態等現状について◇歯科技工におけるリモートワークについて◇その他、の7つの議題について意見交換が行われた。懇談の詳細については次号以降で紹介する。

県内から12件の電話相談

同日「保険でより良い歯科医療を」長野連絡会は、「歯のなんでも電話相談」を開催した。協会の宮沢会長、奥山、林各副会長、後藤理事が相談員として対応し、地域メディアの紹介記事を見た県民から12件の相談を受けた。相談内容については次号以降で紹介する。



電話相談に対応する協会役員

子ども医療費助成制度 4月から5市で18歳まで対象拡大

2月24日に「長野県内市町村における福祉医療費給付事業現物給付方式の手引き」の改訂情報が公表され、4月から上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、千曲市の5市が子ども医療費助成の対象年齢を18歳まで拡大する。山形村についてはこれまで15歳から18歳までを償還払いで対応していたが、4月からは18歳まで全て現物給付での支給となる。また、麻績村については500円の受給者負担金を無料とし、窓口完全無料化が実現した。

一方で、対象年齢を15歳までとしているのは、長野市、中野市、茅野市の3市のみとなった。長野市については、実施時期は未定だが市の福祉審議会において、18歳までを対象に助成制度が拡大することが決定している。中野市と茅野市については、市の担当者聞き取りを行ったが、拡大は予定されていないとの回答だった。

県内の子ども医療費は、昨年4月の松本市を皮切りに1年間で11市が対象年齢を拡大し大きな前進となった。今後も全ての市町村での18歳までの助成対象拡大だけでなく、受給者負担金無料を目指し運動を続けていく。

国制度創設を目指す署名に協力を

県保険医協会では、①18歳の年度

末までを対象とした医療費窓口負担無料制度を国の制度として早期創設、②子ども医療費を現物給付した自治体への国保国庫負担の減額措置(ペナルティ)を廃止することの2点を請願項目とした署名に昨年10月から取り組んでいます。本紙に署名を1部同封しておりますのでご協力をお願いします。更にご協力をいただける場合は同封の注文用紙からご注文下さい。追加の署名を送付させていただきます。

署名は2025年5月まで取り組み、まずは短期目標として2023年5月に第一次署名提出集会を開催します。全ての子どもが等しく医療にかかるためにも、署名へのご協力をお願いします。



子ども医療費の国制度創設を求める署名

オンライン請求医療機関 4月より返戻再請求は原則オンライン

レセプトのオンライン請求を行っている医療機関については、2023年4月より返戻されたレセプトの再請求及び保険者からの再審査申出(以下返戻再請求)については原則オンラインで行うこととされ、紙媒体による返戻再請求が廃止される。4月以降も審査機関からは紙媒体とオンラインによる返戻がされるが、医療機関からの返戻再請求はオンラインで行う必要がある。オンライン対応が必要なレセプトは診療年月に関わらず4月以降に返戻再請求をするものとされ、3月以前に返戻されたレセプトを4月以降に返戻再請求する場合もオンラインで対応する必要がある。

4月以降でも紙レセプトのみで返戻された場合は、紙での再請求が認められる。紙のみで返戻されるレセプトについて、支払基金は返戻付箋の文字の色が青色で

返戻再請求のオンライン化に関するQ&A(支払基金HPより抜粋し編集)

- Q1:** 紙媒体のみで返戻されるレセプトとは具体的にどういったものを指すか。
 - A1:** 医療機関等から公費請求分が摘要欄において請求され、審査支払機関から保険者等に対して請求されたレセプトなど、審査支払機関のシステムにおいて紙媒体に変換されたレセプト。一方で2023年4月以降も、オンライン請求医療機関等に対して、紙媒体とオンラインによる返戻がなされるが、こうした場合の返戻再請求はオンラインによる。
 - Q2:** 「2023年3月原請求分」から返戻再請求及び再審査申出をオンライン化することとされているが、具体的には医療機関・薬局や保険者はいつからオンラインによる対応を行う必要があるか。
 - A2:** オンライン請求医療機関等や保険者については、オンライン請求医療機関等が審査支払機関に対して2023年3月に行う原請求(通常2月診療分について行うことが想定される。)に係る返戻再請求や再審査申出の時期以降、オンラインによる対応が求められる。具体的には、**診療年月にかかわらず、2023年4月以降に行う返戻再請求や再審査申出についてオンラインで対応する必要がある。**
- なお、審査支払機関から2023年3月以前に返戻・請求された明細書についても、2023年4月以降にオンライン請求医療機関等が返戻再請求し、又は保険者が再審査申出する場合は、オンラインで対応する必要があることに留意する。

現物給付方式対象範囲一覧 (2023年4月より)

対象範囲	受給者負担	市町村名	数
20歳未満(*1)	なし	栄村、箕輪町	2
	300円	木祖村	1
	500円	山之内町	1
18歳	なし	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、長和町、原村、飯島町、中川村、宮田村、平谷村、天龍村、根羽村、木曾町、南箕輪村、大桑村、阿智村、麻績村	16
	300円	小海町、南牧村、南相木村、富士見町、松川町、阿南町、売木村、喬木村、豊丘村、大鹿村、南木曾町、小布施町、下條村、泰阜村	14
	500円	松本市、塩尻市、安曇野市、飯田市、小諸市、飯山市、佐久市、東御市、大町市、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、下諏訪町、高森町、上松町、池田町、信濃町、飯綱町、北相木村、青木村、生坂村、筑北村、松川村、白馬村、小谷村、高山村、木島平村、小川村、朝日村、王滝村、野沢温泉村、坂城町、川上村、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、千曲市、山形村	40
15歳	500円	長野市、中野市、茅野市	3

太字は対象範囲又は受給者負担金について変更のあった自治体
*1 18歳以上20歳未満については高等学校その他市町村長が定める施設に在学・在校中の者。その他対象範囲は同年齢到達後の3/31まで